

平成29年12月5日

地連会長 各位

(公財) 全日本弓道連盟
指導部会

「公認資格認定制度」資料集について

標記のこと、初回説明会（平成29年4月13日・14日 地連会長講習会）以降、各地連において地方委員資格取得講習会が開催され、来る平成30年4月1日からの施行に向けて進んでおります。

初回説明会以降、指導部会に寄せられた、本件に関する問合せ事項を取り纏めましたので、下記によりお知らせいたします。

つきましては、貴連盟所属会員各位へ確認事項・修正箇所等について、周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 中央委員資格（審査委員・審判委員・講師）の有効期間について
 - ・1年となっていて、毎年3月の主任講師・講師研修会にて資格を更新することになっているが、然るべき理由で参加できなかった場合、どうなるのか。
⇒次の1年間は資格を継続する。（研修会の資料等を送り、変更点などを伝える。）
 - ・過去に中央委員を務められた高段者（80歳以上）は、どのように対処したらよいか。
⇒無条件にて地方委員に登録する（地連に一任、全弓連から所属地連に高段者氏名を伝え、地連にて対処する。※年度の資料等は地連から渡して継続）
2. 審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程
資料集P9 附則1
 - ・日体協公認弓道指導者資格の保有については、本規程施行日において満70歳以上の者は免除するとは。
⇒施行日とは平成30年4月1日である。この時点1回のみの特例な措置である。（以降は無い）
3. 射場審判宣言内容
資料集P75
 - ・弓道競技規則41条の右欄説明内容と合わない。
⇒射遅れの場合 赤旗を掲出「○番、射遅れ、その矢失権」までを削除する。
4. 訂正
 - ・資料集P93 第2章 近的競技35
『霰的を使用しなければならない。』
⇒『霰的を使用しなければならぬ。』とする。

その他「報告」について

- ・資料集P2右下枠内

※各地連は、『平成29年度地方委員登録者名簿の写しを全弓連に提供する。』について

⇒提出期間は、平成30年3月15日～平成30年3月23日の間に電子メールにて送信すること。